

小諸市国土強靱化地域計画

令和8年3月

小諸市

目次

| | |
|----------------------------------|----|
| 第1章 計画の基本的事項 | 1 |
| 1 計画策定の趣旨 | 1 |
| 2 計画の性格 | 1 |
| 3 計画の目的 | 2 |
| 4 計画期間 | 3 |
| 5 計画の検討プロセス | 3 |
| 6 施策の重点化 | 3 |
| 7 評価・見直し | 3 |
| 第2章 基本的な考え方 | 5 |
| 1 想定するリスク | 5 |
| (1) 地震災害 | 5 |
| (2) 土砂災害・水害 | 6 |
| (3) 火山災害 | 9 |
| (4) 大雪災害 | 10 |
| 2 総合目標・基本目標 | 11 |
| 3 起きてはならない最悪の事態一覧 | 12 |
| 第3章 取り組むべき事項 | 13 |
| 1 重点項目 | 13 |
| 2 基本目標ごとの対応方策 | 14 |
| 基本目標 1 人命の保護が最大限図られること | 14 |
| 基本目標 2 被災者等に対し、迅速に救助、救援活動が行われること | 18 |
| 基本目標 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること | 22 |
| 基本目標 4 必要最低限のライフライン等を確保すること | 24 |
| 基本目標 5 二次的な被害を発生させないこと | 26 |
| 基本目標 6 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに | 28 |

別表 個別の事業一覧

第1章 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨

近年、気候変動等に伴ってこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害や風水害が全国的に増加しており、本市においても令和元年東日本台風では、初となる大雨特別警報が発表され、道路、河川、農地等に大きな被害をもたらしました。

また、本市は、過去に大規模な噴火が発生している浅間山の麓に位置していること、「糸魚川－静岡構造線（全体）の地震」による被害が想定されていること等からも、大規模自然災害に対し、「命を守る」ための備えが重要となっています。

国では、東日本大震災における未曾有の大災害の経験を踏まえ、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」を公布・施行し、翌年6月には、「国土強靱化基本計画」を閣議決定しました。その中で国は「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・社会経済の構築に向けた「国土強靱化」を推進しています。

また、長野県では、平成28年3月に「長野県強靱化計画」を策定し、現在は、令和5年3月策定した「第3期長野県強靱化計画」に基づき、強靱化に向けた諸施策が実施されています。

本市では、平成28年に「小諸市総合計画第5次基本構想」を策定し、その基本的な柱の一つである「生活基盤整備」の目標として「安心して快適に暮らせるまち」を掲げ、自助、共助、公助の観点から地域防災力の向上を目指した取り組み等を進めてきました。

こうした国等による国土強靱化推進の動きを踏まえ、本市においても安全安心なまちづくりを一層進めていくため令和2年3月に「小諸市国土強靱化地域計画」を策定し、令和5年7月、令和7年3月には同計画を改定し、市の強靱化に向けた諸施策を推進してきました。

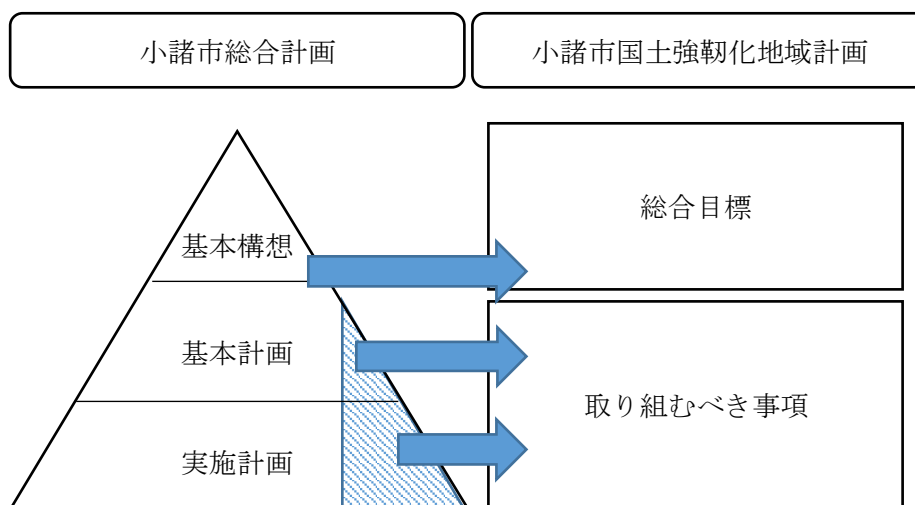
2 計画の性格

本計画は、大規模自然災害に対する本市の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災・減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国の国土強靱化基本計画や長野県強靱化計画と調和を図りながら策定するもので、国土強靱化の観点から本市における様々な分野の指針となる計画です。

【総合計画との関係】

本市の総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されています。現在の第5次基本構想における小諸市のめざす将来像と関連性があり、第12次基本計画に記載された市長公約「こもろ未来プロジェクト 2024」に掲げる目指す姿を地域計画における総合

目標とし、基本計画の施策、実施計画の事業の一部を地域計画の取り組むべき事項とします。



小諸市国土強靱化地域計画と関係する計画

| | |
|-------------------|------------------------|
| 総合計画 | 生活排水処理基本計画 |
| 地域防災計画 | ストックマネジメント計画 |
| 業務継続計画 | 地域公共交通網形成計画 |
| 公共施設等総合管理計画 | 農業農村振興基本計画 |
| 個別施設計画 | 農業振興地域整備計画 |
| 学校施設長寿命化計画 | 人・農地プラン |
| 公営住宅等長寿命化変更計画 | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 |
| 舗装長寿命化修繕計画 | 森林整備計画 |
| 橋梁及び横断歩道橋長寿命化修繕計画 | 森林経営計画 |
| トンネル長寿命化修繕計画 | 松くい虫被害対策実施計画 |
| 受援計画 | 一般廃棄物処理基本計画 |
| 上水道事業基本計画 | 一般廃棄物処理実施計画 |
| 水道ビジョン 2017 | 災害廃棄物処理計画 |
| 上水道事業実施計画 | 第7次国土調査事業十箇年計画 |
| 地域福祉計画・地域福祉活動計画 | 新型インフルエンザ等対策行動計画 |
| 公園施設長寿命化計画 | 立地適正化計画 |
| 上下水道耐震化計画 | |

3 計画の目的

住民の一番の思いは、災害により生命・財産を失わないことにあります。また、長野県が実施した県政モニター調査結果によると、災害時において最も心配することとして、食料・飲料水・エネルギー・日用品の確保が困難になるという課題が挙げられています。

生命、財産を守るためには、行政のみでなく関係機関や企業のほか、区や市民が「事前の備えを行うことにより、社会全体が災害に強くなること」すなわち強靱化を意識することが必要です。

小諸市強靱化地域計画は、行政、関係機関、地域、市民が一体となって強靱化に取り組み生命、財産、暮らしを守ることを目的とします。

4 計画期間

計画期間は、小諸市総合計画第12次基本計画の期間と合わせ、令和6年度から令和9年度の4年間とします。

| 年 度 | | 28 | 29 | 30 | 元 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 |
|------|------|---------------|----|----|---|--------------|---|---|---|--------------|---|---|---|
| 総合計画 | 基本構想 | 第5次基本構想(12年間) | | | | | | | | | | | |
| | 基本計画 | 前期(4年間) 第10次 | | | | 中期(4年間) 第11次 | | | | 後期(4年間) 第12次 | | | |
| 地域計画 | | — | | | | 第1次(4年間) | | | | 第2次(4年間) | | | |

5 計画の検討プロセス

国は、国土強靱化基本計画において、我が国の大規模自然災害等に対する脆弱性評価を実施しています。この評価において国は35項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

長野県は、国の脆弱性評価を参考に、長野県における29項目の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、これに対する施策、指標の洗い出しを行い、現状、問題点を整理して対応施策を検討しました。

地域計画では、まず、長野県の強靱化計画の基本目標や、国及び長野県が設定した「起きてはならない最悪の事態」を参考に、基本目標及び「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

次に、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、対応する第12次基本計画における施策、実施計画における事業等の現状と課題について、整理・検討（脆弱性評価等）を行いました。

さらに、評価を行った対応施策について、重点化を実施するとともに、対応施策の目標も記載し、計画書としてまとめました。

6 施策の重点化

財政状況が厳しい中、限られた資源で効率的・効果的に強靱化を推進するためには、施策の優先順位の高いものから重点的に進める必要があります。本市では、「起きてはならない最悪の事態」を18項目に整理して対応施策をまとめ、第12次基本計画の施策の目標に関連する事項から2つの重点項目を定めています。

7 評価・見直し

地域計画を効率的かつ効果的に推進するためには、施策の進捗状況等を評価（確認）し、

今後発生する災害の検証も加えながら、必要に応じて見直しを図ることが重要です。施策については、本市の総合計画における PDCA サイクルの中で見直しを行い、社会情勢等の変化により新たな取組み等が必要となった場合には、随時計画を見直します。



第2章 基本的な考え方

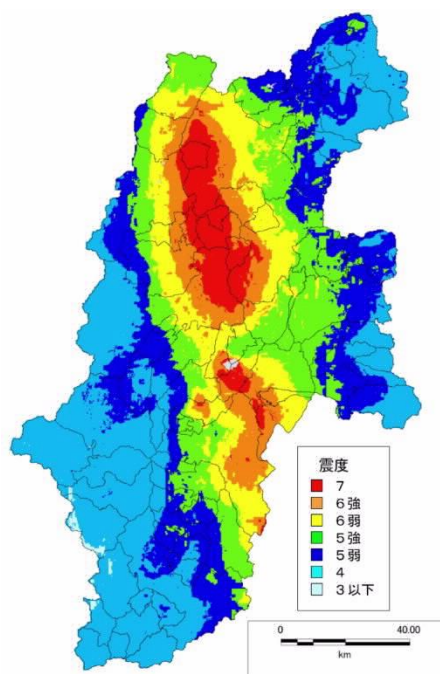
1 想定するリスク

本市において想定するリスクは、過去に発生し、又は今後発生が想定される大規模自然災害を対象とします。その具体的なリスクを以下に提示します。

(1) 地震災害

○ 糸魚川－静岡構造線断層帯（全体）の地震

『第3次長野県地震被害想定調査報告書』の中で、本市に最も影響を及ぼすと予測されているのは、「糸魚川－静岡構造線（全体）の地震」で、市域において、最大震度6弱の非常に強い揺れが予測されているほか、市内の多くの地域で5強、市全域で5弱以上と予想されています。



本想定地震における小諸市の被害想定結果は、次のとおりです。

① 建物被害

(棟)

| 液状化 | | 揺れ | | 断層変位 | 土砂災害 | | 火災 | 合計 | |
|-----|----|----|----|------|------|----|----|-------|-----|
| 全壊 | 半壊 | 全壊 | 半壊 | 全壊 | 全壊 | 半壊 | 焼失 | 全壊・焼失 | 半壊 |
| 0 | 0 | * | 70 | 0 | 10 | 40 | 0 | 10 | 110 |

※1 「*」は「わずか」を示す。

※2 数字は集計結果を四捨五入して示しているため、合計が合わない場合がある。

※3 「断層変位」による全壊棟数は、「揺れ」による全壊棟数の内数

② 人的被害

ア 死者・負傷者・重傷者数

冬深夜・強風及び平常風速時

(人)

| | 建物倒壊 | うち屋内収容物 | 土砂災害 | 火災 | ブロック塀等 | 合計 |
|------|--------|---------|------|------|--------|--------|
| 死者数 | *(*) | *(*) | *(*) | 0(0) | * (0) | *(*) |
| 負傷者数 | 40(30) | 40(30) | *(*) | 0(0) | *(*) | 40(30) |
| 重傷者数 | 10(0) | 10(*) | *(*) | 0(0) | *(*) | 10(*) |

※1 「*」は「わずか」を示す。

※2 数字は、集計結果を四捨五入して示しているため、合計が合わない場合がある。

※3 ()は観光客を考慮しない場合との差を示す。

※4 屋内収容物の倒壊による死者数は、建物倒壊による死者数の内数

イ 避難者数

(人)

| 被災1日後 | | | 被災2日後 | | | 被災1週間 | | | 被災1か月後 | | |
|-------|-----|------|-------|------|-----|-------|-----|------|--------|------|----|
| 避難者 | 避難者 | | 避難者 | | 避難者 | | 避難者 | | 避難者 | | |
| | 避難所 | 避難所外 | 避難所 | 避難所外 | 避難所 | 避難所外 | 避難所 | 避難所外 | 避難所 | 避難所外 | |
| 40 | 30 | 20 | 780 | 390 | 390 | 390 | 190 | 190 | 60 | 20 | 40 |

※1 冬18時・強風時、「*」は「わずか」を示す。

※2 避難者数は、集計結果を1の位で四捨五入しているため、合計が合わない場合がある。

(2) 土砂災害・水害

○ 寛保の水害(戊の満水) 1742(寛保2)年

『寛保の水害、俗に「戊の満水」といわれるのは、寛保2年(1742)7月29日から30日にかけて、東海道から関東地方を襲った洪水で、29日から降り出した雨は次第に強く、風をともなつたので8月1日、2日に至って諸川が出水して各地に水害が続出した。』

この被害は信州の東信においてもはなはだ大きく、千曲川水系の諸河川のうちでは、小諸の城下町を流れる中沢川の水押しが最大なものであった。連日の雨で地盤がゆるみ崩れて、一時に泥水を押し出し、川筋の六供・田町をたちまちにて押し流し、本町の両側を一飲みにして城中に殺到した。三の門・櫓・足柄門等を流出し、小諸藩、藩主及び家臣、百姓町人など領下に住む人々に、物心両面にわたって大打撃を与えた災害である。』

※ 『小諸市誌歴史篇(三)』より抜粋

| 被害状況 | ※小諸藩の被害状況 |
|-------|------------------------------------|
| 死者 | 584人（内訳：家中79、町方428、郷中川東77、郷中川西0） |
| 死馬 | 23（内訳：家中0、町方14、郷中川東8、郷中川西1） |
| 流家 | 373軒（内訳：家中33、町方193、郷中川東54、郷中川西147） |
| 潰家 | 42軒（内訳：家中4、町方33、郷中川東0、郷中川西5） |
| 流土蔵 | 28軒（内訳：家中0、町方28、郷中川東0、郷中川西0） |
| | （小諸本町の寺、宮（成就寺、実大寺、託応寺、尊立寺、祇園社）含む） |
| 布引釈尊寺 | |
| | 山崩落、本堂押し潰れ、庫裏大被害。田畑、残らず押し流す。 |
| 田畑被害 | |
| 石高 | 1万5,000石 |
| 被害高 | 7,888石余（内訳：永荒4,991石余、損耗2,897石余） |
| 堰崩れ | 2万6,882間余（48.4km弱） |
| 山崩れ | 661カ所 |
| 落橋 | 269カ所 |

※ 『寛保2年の千曲川大洪水「戊の満水」を歩く（信濃毎日新聞社出版局・編 国土交通省千曲川工事事務所・協力）』より抜粋

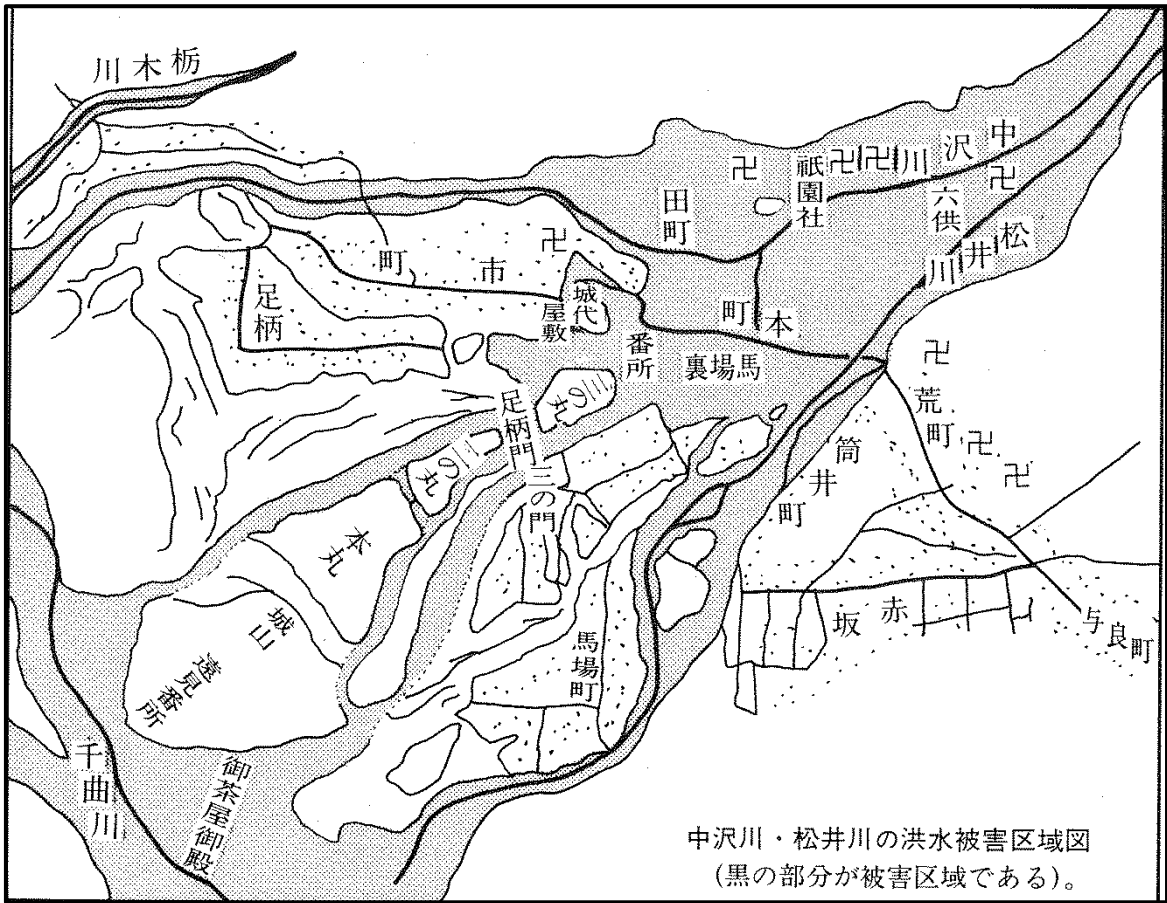


図 小諸市誌歴史篇(三)

○ その他の豪雨災害

| 災害名 | 発生年月 | 災 害 | 被害箇所・地域 | 被 害 状 |
|-----------|---------------------|--|------------------------|---|
| 台風 7 号 | 昭和 34 年 8 月 14 日 | 豪雨・暴風 ・最大風速 36.3m ・総雨量 286.9 mm | 全 市 | 死亡 1 人 全壊 83 戸 半壊 318 戸 非住家 458 棟 り災 1,127 戸 同世帯 1,630 世帯 人員 6,736 人 道路 38 か所 農作物 2,729ha 橋梁 1 か所 被害総額 1,301,559 千円 |
| 豪雨 | 昭和 42 年 6 月 16 日 | 集中豪雨 ・降雨量 (18 時～ 20 時) 160 mm | 北大井地区 南大井地区 中央地区 | 死者 2 人 全壊流失 5 戸 半壊 3 戸 床上浸水 628 戸 り災世帯 677 戸 り災人員 2,646 人 農業関係被害 農作物被害 1,189ha 田畑の流失、冠水、埋没 583ha 水路 3,157m 農道 77,000m 頭首工 79 か所 橋梁 12 か所 公共土木施設被害 河川 11,050m 道路市道関係 22 路線 橋梁関係 8 か所 林道関係被害 林道 2,000m 水道施設被害 柏木簡易水道 4,860 千円 被害総額 1,295,569 千円 |
| 降雹 | 同年 6 月 18 日 | 降雹 | 北大井地区 南大井地区 中央地区 | 被害総額 1,295,569 千円 |

昭和 42 年 6 月 16 日の豪雨被害



【 倒壊した建物 】



【 流された車両 】

○ 土砂災害警戒区域等指定状況

| | 警戒区域 | 特別警戒区域 |
|---------|--------|--------|
| 土石流 | 32 箇所 | 23 箇所 |
| 地滑り | 5 箇所 | — |
| 急傾斜地の崩壊 | 269 箇所 | 206 箇所 |

(3) 火山災害

大規模噴火

大規模な噴火は、過去 2000 年間に 3 回起こっています。明治以降、浅間山で大規模噴火の発生はありませんが、将来起こる可能性はあります。

・天仁噴火 1108（天仁元）年

天仁噴火は平安時代に発生した大噴火で、天明噴火ほどの記録は残っていません。追分火砕流、上舞台溶岩が流下し、火山噴出物の量は天明噴火の 2 倍以上であったと考えられています。

・天明噴火 1783（天明 3）年

天明噴火は、噴火したり収まったりを繰り返しながら、次第に活動が大きくなっていきました。7 月 27 日頃から噴火が連続するようになり、8 月 4 日から 5 日にかけて最も激しい噴火で、大量の軽石や火山灰の降下、吾妻火砕流、鬼押し溶岩の流下が同時期に発生しました。その後の鎌原火砕流・岩屑なだれでは山麓の集落が大きな被害を受け、下流では泥石流によって多くの村が流されました。



【 浅間山夜分大焼之図 】

天明・天仁噴火で発生した現象と主な被害

| | 天明噴火（1783年） | 天仁噴火（1108年） |
|--------|--|---|
| 発生した現象 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 降灰 ・ 大きな噴石 ・ 火砕流（北麓に流れる） ・ 溶岩流（北麓に流れる） ・ 土石なだれ ・ 泥流（吾妻川沿いに流下） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 降灰 ・ 大きな噴石 ・ 火砕流（南北に流れる） ・ 溶岩流（北麓に流れる） |
| 被害 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 死者：1500名以上 ・ 倒壊家屋：2000棟以上 | 詳細不明 |

(4) 大雪災害

| 発生年月日 | 災害原因 | 被災箇所・地域 | 被害状況 |
|------------|---------------------------------|---------|--|
| 平成26年2月15日 | 降雪 ・ 積雪量（2/14～2/15） 108cm | 全 市 | 建物関係被害 202件 住宅 9件 付属家 62件 構築物 131件 農業関係被害 農業用施設被害 1,167棟 生乳廃棄処分 15.6t 除雪関係 問い合わせ等 5,028件 除雪費用 194,000千円 |



【除雪作業の様子】

2 総合目標・基本目標

小諸市総合計画第5次基本構想では、めざす将来都市像として「住みたい 行きたい 帰ってきたい まち 小諸」を掲げています。

市長公約である「こもろ未来プロジェクト 2024」において、これからのまちの目指す姿・ビジョンとして掲げられた『健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）』は、「健康・福祉はもちろんのこと、子育て・教育、環境、産業・交流、生活基盤、行政経営など、あらゆる分野において「健康」「健全」であることで、市民が健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな人生を営めるまち。小諸市を訪れる国内外の人々が“自分に還る”、“何度でも帰りたい”、“住んでみたいまち”と定義されており、将来都市像とも整合性があります。

これを受け、第12次基本計画においては、今後、総合計画の6つの政策分野において「健幸都市こもろ（小諸版ウエルネス・シティ）」の実現に向け各種施策・事業を行っていくこととしています。

本計画においては、国の基本目標との調和を図って設定された、長野県強靱化計画の基本目標との調和を図りつつ、小諸市総合計画との関連性を考慮し、以下のとおり「総合目標」と「基本目標」を設定します。

○ 総合目標

健幸都市こもろ “健康で生きがいを持ち、安全・安心で豊かな人生を営むまち”

○ 基本目標

- 1 人命の保護が最大限図られること
- 2 被災者等に対し、迅速に救助、救援活動が行われること
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること
- 4 必要最低限のライフライン等を確保すること
- 5 二次的な被害を発生させないこと
- 6 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに

3 起きてはならない最悪の事態一覧

| 基本目標 | 番号 | 起きてはならない最悪の事態 |
|-----------------------------|-----|--|
| 1 人命の保護が最大限図られること | 1-1 | 住宅や多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生 |
| | 1-2 | 河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水 |
| | 1-3 | 火山噴火・土砂災害による死傷者の発生 |
| | 1-4 | 避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生 |
| 2 被災者等に対し、迅速に救助、救援活動が行われること | 2-1 | 長期にわたる孤立集落等の発生や物資等の不足 |
| | 2-2 | 警察、消防等による救助・救急事案の多発及び広範囲に及ぶ人員、資機材の不足 |
| | 2-3 | 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺 |
| | 2-4 | 被災地における感染症等の大規模発生 |
| 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること | 3-1 | 職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下 |
| | 3-2 | 災害情報が必要な者に伝達できない事態 |
| 4 必要最低限のライフライン等を確保すること | 4-1 | 電力、上水道等の長期間にわたる供給停止 |
| | 4-2 | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 |
| | 4-3 | 交通インフラの長期間にわたる機能停止 |
| 5 二次的な被害を発生させないこと | 5-1 | ため池、防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生 |
| | 5-2 | 農地・森林等の荒廃 |
| | 5-3 | 観光や地域農産物に対する風評被害 |
| 6 被災した方々の日常の生活が迅速に戻る | 6-1 | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 |
| | 6-2 | 被災した生活基盤施設や住宅の再建が大幅に遅れる事態 |

第3章 取り組むべき事項

設定した「起きてはならない最悪の事態」への「対応方策」について、基本目標ごとに現状と課題の確認（脆弱性評価）を行い、小諸市総合計画に係る施策及び事業における取り組みから推進方針を整理しました。

また、対応方策の中でも、小諸市総合計画第12次基本計画の施策の目標に大きく関係する2つの項目を重点項目とし、推進方針の欄に【重点】を記載しました。

1 重点項目

(1) 計画的な社会基盤の整備

<第12次基本計画における施策の目標>

- ・市内のすべての地域において、生活排水処理サービスが受けられる状態。
- ・すべての污水管路において、停滞なく汚水が流れている状態。
- ・生活道路の維持・修繕を行い、通行の安全が確保された状態。
- ・橋梁及び横断歩道橋等が、長寿命化修繕計画に基づき適正に維持管理されている状態。
- ・蛇口をひねれば、いつでも、清浄にして豊富、低廉な水が出てくる状態。
- ・いつでも安心して水を飲むことができるよう将来に向けて適切な投資をしている状態。

(2) 自助・共助（地域の支え合い）による地域防災力の向上

<第12次基本計画における施策の目標>

- ・民生児童委員等や、区、地域住民による地域福祉の支え手と、社会福祉協議会等の支援団体が連携を深め、それぞれの役割を共有し活発に活動できる状態。
- ・障がい者やその家族等、社会的支援を必要としている市民を地域全体で支える意識の醸成。また、行政、各支援団体、保健・医療機関、障害福祉サービス事業所等が連携を深め、支援資質の向上が図られている状態。
- ・支え合いの充実により、地域で安心して暮らし続けることができる高齢者が増えた状態。
- ・すべての地域で様々な手段により防災行政情報を入手でき、市民が避難方法や避難場所等を熟知して、「自らの命は自らが守る」意識が高まっている状態。
- ・災害時に備え、自助・共助の理念のもと、住民自らの主体的な参加と協働により、地域防災力の向上に積極的に取り組んでいる状態。

2 基本目標ごとの対応方策

基本目標 1 人命の保護が最大限図られること

起きてはならない最悪の事態

- 1-1 住宅や多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生
- 1-2 河川の氾濫に伴う住宅などの建築物の浸水
- 1-3 火山噴火・洪水・土砂災害による死傷者の発生
- 1-4 避難勧告・避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生

対応方策

| ① 住宅の耐震化 | |
|--|---|
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・木造住宅の耐震診断と耐震改修に係る補助制度を実施する中で、耐震診断の利用が伸び悩んでいるため、利用促進の取り組みが必要です。 ・社会情勢等に即した公営住宅の管理が必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・耐震改修制度の利用促進のため、広報を行います。 ・社会情勢、施策効果に対する評価を踏まえ、必要に応じて公営住宅等長寿命化計画を見直し、計画に基づいた維持管理を実施します。【重点】 <p>目標値・計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●精密耐震診断件数：毎年度 10 件 <p>公営住宅等長寿命化変更計画</p> |
| ② 市有施設等の耐震化等 | |
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・市有施設については、平成 28 年度に公共施設等総合管理計画、令和元年度に個別施設計画を策定しており、計画の方針に沿って耐震化を進める必要があります。 ・高齢者関係施設については、民有施設であるが、防災・減災対策未実施の施設に対して、早期に改修工事等の対策を講じるよう促進していく必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設等総合管理計画、個別施設計画に基づき、市有施設の整備、統廃合等に合わせ耐震及び長寿命化を図ります。【重点】 ・高齢者関係施設（地域密着型特養、通所介護事業所等）の防災・減災対策の推進のため、地域介護・福祉空間設備等施設整備補助金を活用した、耐震化整備、ブロック塀等の改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等を実施します。 |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>目標値・計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●小中学校の施設の長寿命化につながる 改修工事：毎年度各1件 <p>公共施設等総合管理計画 個別施設計画 学校施設長寿命化計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ●社会福祉施設等の耐震化等 |
|--|--|--|

| ③ 水害・土砂災害対策の推進 | |
|---|--|
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・豪雨等による氾濫をできるだけ防ぐ対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減・早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進めることが求められています。 ・土石流、融雪型火山泥流等の被害を軽減するため、砂防堰堤等の整備が必要です。 | <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策である「流域治水」を推進します。 ・護岸整備等の河川改修や土砂しゅんせつ工事等を計画的に進めます。【重点】 ・国、県による砂防事業等の促進のため、要望活動や事業への協力等を実施します。 <p>目標値・計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●安全な河川対策、施工延長 ：毎年度 20m |

| ④ 火山災害対策の推進 | |
|--|---|
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・広範囲への被害が想定される浅間山の大規模噴火に備え、広域的な避難の検討を進める必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・浅間山火山防災協議会において、令和6年3月に策定した広域避難計画（初版）に基づき、関係機関等との連携のもと、具体的な対応について検討します。 <p>目標値・計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●広域避難計画に基づく具体的な対応の検討：令和6年度～ ●浅間山火山防災訓練：令和6年度～ |

⑤ 防災意識の向上

| 現状と課題 | 推進方針 |
|--|--|
| <p>・土砂災害、洪水、火山災害のハザードマップは、ホームページでの公表や全戸への配布を行っていますが、令和4年度に更新した想定最大規模の浸水想定区域図に基づく洪水ハザードマップについて、更なる市民への周知が必要です。</p> <p>・災害発生時の危険があるとき、災害が発生したときに、どのような行動をとるべきか、どのような備えが必要かについて、ハザードマップ等を基に一人ひとりが認識することが重要です。</p> | <p>・千曲川に加え、長野県が作成した中小河川の最大想定規模の浸水想定区域図を基にしたハザードマップの全戸配布を行います。</p> <p>【重点】</p> <p>・大規模盛土造成地の安全性確認に必要な第2次スクリーニング計画の策定・実施をするとともに、計画を周知し、住民・事業者への防災への理解を深めます。</p> <p>・出前講座等において、ハザードマップ等を用いて地域の被害想定等に応じた具体的な講座を実施します。【重点】</p> <p>目標値・計画等</p> <p>●想定最大規模の浸水想定区域図を反映したハザードマップの全戸配布</p> <p>：令和6年度</p> |

⑥ 避難情報等の判断・伝達の強化

| 現状と課題 | 推進方針 |
|--|--|
| <p>・避難警戒レベルの導入、変更の検討が行われるなど、近年の災害の教訓に基づき避難情報に係る制度が変化しており、制度に対応した的確な避難情報発令の判断、伝達が求められます。</p> <p>・防災ラジオの代替情報伝達手段として、令和3年9月から導入した小諸市公式LINEについて、普及促進を図るとともに、更なる情報伝達手段の多重化を検討する必要があります。</p> | <p>・気象庁（長野地方气象台）等との連携を強化し、避難情報発令判断を行います。</p> <p>・制度改正等に応じ、避難行動の判断・伝達マニュアルの見直しを行います。</p> <p>・防災ラジオの代替伝達手段として導入した小諸市公式LINEの普及促進を図るとともに、更なる情報伝達手段の多重化を検討します。</p> <p>【重点】</p> <p>目標値・計画等</p> <p>●小諸市公式LINE登録者数</p> <p>：令和6年度から毎年度1,000人の増</p> |

⑦ 地域における避難体制の整備

| 現状と課題 | 推進方針 |
|--|---|
| <p>・避難に支援が必要な方を含め、市民等がいざというときに避難できるよう、市、区、関係機関、団体等が連携して地域における避難体制を整備することが必要です。</p> | <p>・要配慮者利用施設の避難確保計画策定を促進します。</p> <p>・避難行動要支援者名簿の整備をはじめ、区、関係団体等と連携した避難行動要支援者の避難体制づくりを進めます。また、優先度の高い者から個別避難計画の作成を行います。</p> <p>【重点】</p> <p>・自主防災フェイルや安全で安心なまちづくり事業補助金等により区、自主防災組織による防災訓練実施を支援します。【重点】</p> <p>目標値・計画等</p> <p>個別避難計画</p> <p>●自主防災組織を設立した区の数</p> <p>：令和6年度～ 毎年度 1地区設立</p> |

基本目標 2 被災者等に対し、迅速に救助、救援活動が行われること

起きてはならない最悪の事態

- 2-1 長期にわたる孤立集落等の発生と物資等の不足
- 2-2 警察、消防等による救助・救急活動等の不足
- 2-3 医療機関、医療従事者の不足や、医療施設の被災による医療機能の麻痺
- 2-4 被災地における感染症等の大規模発生

対策方策

① 市民生活を支える道路環境の整備

| 現状と課題 | 推進方針 |
|--|---|
| <p>・土砂災害等による落石、地震による橋梁等の破損、大雪による長期の通行止め等によって道路交通ネットワークが分断される恐れがあります。また、集落の孤立が生じたり、救助・救急活動や緊急物資の輸送に支障が生じたりする恐れがあります。このため、緊急輸送道路を始めとした道路の維持修繕等に引き続き取り組むことが必要です。</p> <p>・日常・定期点検等により現状を的確に把握し優先度付けを行ったうえ、道路の維持管理をより効率的に実施し、安全安心な道路環境を確保する必要があります。</p> <p>・災害時において国土交通省、長野県等の関係機関及び小諸市建設協議会等の関係団体と相互の連携を引き続き図る必要があります。</p> | <p>・計画に基づく幹線道路等の舗装修繕工事や道路、橋梁、横断歩道橋、トンネルの定期点検及び修繕、対策が必要な箇所の歩道整備等を行います。【重点】</p> <p>・除融雪業務への協力業者を確保するとともに、協力業者との調整により積雪や凍結による危険を排除することにより、降雪期の円滑な通行を確保します。</p> <p>・道路の法面对策、橋梁の耐震補強、道路改築により、災害時の緊急輸送道路を確保します。また、災害時の救急医療機関等へのアクセスを確保するため、アクセス道路の整備を推進します。</p> <p>・電線類の地中化により、地震による電柱倒壊を防止します。</p> <p>目標値・計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●計画に基づく舗装修繕実施箇所：毎年度 1 箇所 ●老朽化した橋梁、横断歩道橋及びトンネル修繕実施箇所 ：毎年度 2 箇所 ●安全な歩道等の整備、施工延長 ：毎年度 150m <p>舗装長寿命化修繕計画 橋梁及び横断歩道橋長寿命化修繕計画 トンネル長寿命化修繕計画</p> |

② 物資等の確保

| 現状と課題 | 推進方針 |
|---|--|
| <p>・大規模自然災害が発生した場合は、断水や物流の途絶により、水、食料、生活用品等の物資が不足する可能性があることから、備蓄や民間事業者との物資提供等に関する協定の締結を行っていますが、引き続き適切な量と迅速な提供態勢を確保することが必要です。</p> | <p>・食料、飲料水、生活用品等の備蓄と更新を行います。</p> <p>・災害時の物資提供等に関する協定の締結や、協定先との連携による流通備蓄の確保、提供態勢の構築を進めます。</p> <p>・避難所開設・運営マニュアルの確認等により、迅速に物資を供給できる態勢づくりを進めます。</p> <p>目標値・計画等 地域防災計画 避難所開設・運営マニュアル</p> |

③ 消防団活動の充実

| 現状と課題 | 推進方針 |
|---|---|
| <p>・令和元年東日本台風において、池の排水作業や用水・河川での土嚢積み作業、危険箇所の見回り等、多くの消防団員が出勤しており、常備消防に加え、非常備消防の地域防災に果たす役割がますます重要となっています。</p> | <p>・災害時に求められる役割を果たすために必要な知識・技術を身につける訓練を実施します。</p> <p>・災害発生時に最大限のパフォーマンスが発揮できるよう装備、施設の充実強化を図ります。</p> <p>目標値・計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消防団員数：700人 ●災害対応資機材の充実 |

④ 医師会・歯科医師会・薬剤師会との連携

| 現状と課題 | 推進方針 |
|--|---|
| <p>・小諸北佐久地域包括医療協議会において、平成29年度に「小諸北佐久地域災害時医療救護活動マニュアル」が策定され、平成30年度に小諸北佐久医師会、北佐久歯科医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定書」、小諸北佐久薬剤師会「災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給</p> | <p>・災害時の医療救護活動や医薬品の供給の円滑な実施に向け、小諸北佐久地域災害時医療救護活動マニュアルや、小諸北佐久医師会、北佐久歯科医師会、小諸北佐久薬剤師会との協定に基づき、3師会との連携強化を図ります。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>に関する協定書」の見直しを行いました。災害時医療救護活動の円滑な実施に向け、マニュアルや協定に基づく連携の確認等が必要です。</p> | <p>目標値・計画等 小諸北佐久地域災害時医療救護活動マニュアル</p> |
|---|--|

| ⑤ 避難所等における感染症対策の充実 | |
|---|--|
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <p>・令和2年度に新型コロナウイルス感染症への対応を包含した「避難所開設・運営マニュアル」を策定しました。今後の知見等による長野県避難所運営マニュアル策定指針等の改定に合わせた見直しの実施と、マニュアルに基づく対応の確認、迅速な対応のための衛生用品等の確保を進めることが必要です。</p> <p>・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国は、平成25年6月に新型インフルエンザ等対策政府行動計画を、県は、平成25年11月に長野県新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。それらの計画を踏まえ、当市は、平成26年3月に小諸市新型インフルエンザ等対策行動計画を策定しました。</p> <p>本計画については、最新の科学的な知見、感染症対策の検証結果、関係法令の改正状況、国、県の行動計画の改定内容を踏まえ、随時、見直しを行う必要があります。</p> | <p>・長野県避難所運営マニュアル策定指針の改定等、必要に応じて避難所開設・運営マニュアルを見直します。</p> <p>・感染症予防対策に必要な衛生用品等の備蓄と更新を行います。</p> <p>・感染症対策を所管する長野県（保健所）との連携強化を図ります。</p> <p>・新型インフルエンザ等対策行動計画を必要に応じて見直します。</p> <p>目標値・計画等 避難所開設・運営マニュアル 新型インフルエンザ等対策行動計画</p> |

| ⑥ 避難所環境等の改善に資する取り組みの推進 | |
|---|---|
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <p>・近年、激甚化、頻発化する地震、風水害等への備えとして、避難所における生活環境（トイレ、キッチン、ベッド、入浴、暑さ・寒さ対策など）の改善に繋がる取り組みを推進する必要があります。</p> | <p>・避難所の睡眠環境改善のため、エアベッド等の導入を図ります。</p> <p>・避難所における暑さ対策として、スポットクーラー等の導入を図ります。</p> <p>・その他、避難所の環境改善に繋がる資機材等の充実を図ります。</p> |

| | | |
|--|--|-------------------|
| | | 目標値・計画等 地域防災計画 |
|--|--|-------------------|

基本目標 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保すること

起きてはならない最悪の事態

3-1 職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

3-2 災害情報が必要な者に伝達できない事態

対策方策

| ① 業務継続計画の確認、見直し | |
|---|---|
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <p>・大規模な災害の発生により市役所機能が低下する中でも、市民の生命、身体、財産を保護し、市民生活への影響を最小限とするために、平成 29 年度に業務継続計画を策定し、平成 30 年度に見直しを行いました。今後も引き続き業務継続計画の見直しを行いながら、業務継続体制の強化を進めることが必要です。</p> | <p>・毎年度、各部署における業務継続計画の確認を行い、業務継続に必要な体制の強化を図るとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。</p> <p>目標値・計画等 業務継続計画</p> |
| ② 協定等に基づく受援体制の強化 | |
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <p>・長野県市町村災害時相互応援協定を始め、姉妹都市との相互支援、相互応援の協定を締結しています。大規模災害発生時における物資や応援職員の受入れが滞ることがないように、協定に基づく連携の確認や受入体制の整備を進めることが必要です。</p> | <p>・相互支援、相互応援の協定に係る自治体の担当者や連絡体制の確認等を行い、連携強化を図ります。</p> <p>・物資や応援職員を受入れるための受援計画を策定します。</p> <p>目標値・計画等 地域防災計画 受援計画</p> |
| ③ 情報伝達手段の確保 | |
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <p>・市民等が災害への備えや適切な避難行動がとれるよう、防災情報、避難情報を的確かつ迅速に伝達する必要があります。防災行政無線や登録制メール等に加え、令和元年度に FM さくだいら、FM とうみによる災</p> | <p>・防災情報関連機器の定期的な点検を実施します。</p> <p>・様々な環境にある方が、防災情報、避難情報を的確かつ迅速に受け取ることができるよう、情報伝達手段の多重化をさらに進めま</p> |

| | |
|--|---|
| <p>害時放送も導入していますが、防災ラジオの代替伝達手段として導入した小諸市公式 LINE の普及促進を図るとともに、更なる情報伝達手段の多重化を検討する必要があります。</p> | <p>す。【重点】</p> <p>目標値・計画等</p> <ul style="list-style-type: none">●小諸市公式 LINE 登録者数（再掲） ：令和 6 年度から毎年度 1,000 人の増 |
|--|---|

基本目標 4 必要最低限のライフライン等を確保すること

起きてはならない最悪の事態

- 4-1 電力、上水道等の長期間にわたる供給停止
- 4-2 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
- 4-3 交通インフラの長期間にわたる機能停止

対策方策

| ① 電力供給に係る電力会社との連携強化 | |
|--|---|
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・平成 29 年度に中部電力株式会社佐久営業所と災害時における相互協力に関する協定を締結しました。協定に基づき、停電等電力供給に係る対策協議会を設置して、災害時等の電力供給に係る体制づくりを進めているところですが、引き続き大規模災害を想定し、連携強化を図る必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・停電等電力供給に係る対策協議会を開催し、災害による停電時の連絡体制や情報共有等に係る連携の強化を図るとともに、必要に応じて平常時における支障木の保安伐採を進めます。 |
| ② 水道施設の更新に合わせた耐震化及び適正な維持管理（水の安定的な供給の確保） | |
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・災害時等の停電に対応できるよう、重要な水源、配水池に自家発電機の設置又は発電機を配備できる体制を整備しています。 ・安全・安心な水を安定的に供給できるよう水道施設の計画的な更新に合わせた耐震化や適切な維持管理を行う必要があります。 | <ul style="list-style-type: none"> ・小諸市上水道事業実施計画により、計画的な施設更新等を進めます。【重点】 ・小諸市上下水道耐震化計画に基づき施設・管路の耐震化を実施します。 ・小諸市上水道施設等の指定管理者である公民共同企業体「㈱水みらい小諸」の業務状況について、厳格なモニタリングを行います。 <p>目標値・計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> 小諸市上水道事業基本計画 小諸市水道ビジョン 2017 小諸市上水道事業実施計画 小諸市上下水道耐震化計画 |

③ 汚水処理施設等の更新・耐震化及び適正な維持管理（汚水処理施設等の機能確保）

| 現状と課題 | 推進方針 |
|--|---|
| <p>・施設の老朽化と部分的破損の発生や、災害に強く持続可能な上下水道システムの構築及び社会状況の変化による処理場能力の余裕発生などの対策として、計画的な共同化と更新・耐震化対応による効率的な事業運営が必要です。</p> | <p>・「水循環・資源循環のみち」構想に基づき処理場施設の統合を実施します。</p> <p>・ストックマネジメント計画に基づき施設の適切な維持管理を行います。【重点】</p> <p>・小諸市上下水道耐震化計画に基づき施設の耐震化を実施します。</p> <p>目標値・計画等 「水循環・資源循環のみち 2022」構想 生活排水処理基本計画 ストックマネジメント計画 上下水道耐震化計画</p> |

④ 市民生活を支える道路環境の整備（基本目標 2 の対策方針 P18 参照）

⑤ 公共交通の維持、確保

| 現状と課題 | 推進方針 |
|---|--|
| <p>・災害時の避難、人員や物資の輸送等が想定される公共交通を維持し、災害が起きた場合の連絡体制の確認等の連携強化を進める必要があります。</p> | <p>・幹線的な公共交通の維持・確保のため鉄道や路線バスの施設整備等の支援を行います。</p> <p>・利便性と効率性を両立した持続可能な公共交通を運行するため、市コミュニティバス「こもろ愛のりくん」の運行改善を図ります。</p> <p>・災害時に備え運行事業者との連携強化を図ります。</p> <p>目標値・計画等 ● 「こもろ愛のりくん」の年間利用者数： 毎年度 60,000 人</p> |

基本目標 5 二次的な被害を発生させないこと

起きてはならない最悪の事態

5-1 ため池、防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生

5-2 農地・森林等の荒廃

5-3 観光や地域農産物に対する風評被害

対策方針

| ① ため池の管理体制の強化 | |
|---|--|
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <p>・下流に人家等があるため池について、万一の損壊に備え、迅速な避難や応急対策等の措置を講じることができるよう、ハザードマップによる、より一層の周知や保全管理体制の強化を進める必要があります。</p> | <p>・防災重点農業用ため池のハザードマップによる周知を図るとともに、地震耐性評価を実施します。</p> <p>目標値・計画等</p> <p>●防災重点農業用ため池の地震耐性評価 ：令和4～12年度 毎年1池</p> |

| ② 農山村の多面的機能の維持の推進 | |
|---|--|
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <p>・農業・農村が有する多面的機能を維持・発揮させるため、農地、農道、用排水施設等の農業生産基盤の整備や維持管理、中山間地域における営農継続の支援、農業の担い手確保等に引き続き取り組む必要があります。</p> | <p>・個別計画に基づき農業の生産性向上及び農業構造の改善を図るために必要な農業生産基盤の整備を行います。【重点】</p> <p>・中山間地域における耕作放棄地の発生抑制と共同活動による地域の活性化、農村景観・国土保全に寄与するため、地区協定の維持・確保、組織的な営農活動の推進を図ります。</p> <p>・地域の中心的経営体となる認定農業者や、将来の担い手となる新規就農者の確保を進めます。</p> <p>目標値・計画等</p> <p>●集落協定面積 ：令和12年度 312ha 維持</p> <p>農業農村振興基本計画 農業振興地域整備計画 人・農地プラン</p> |

| | |
|--|------------------------------------|
| | 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想 鳥獣被害防止計画 |
|--|------------------------------------|

| ③ 森林の多面的機能の維持の推進 | |
|---|---|
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <p>・土砂災害の防止等や水資源の保全等、森林が有する多面的機能を維持するため、森林整備の推進等に引き続き取り組むことが必要です。</p> | <p>・森林整備を推進するための林地台帳システムの精度向上を図ります。</p> <p>・主伐・除間伐等の施業や森林資源の有効活用を推進するとともに、森林環境譲与税を活用した新たな森林管理システムの構築、推進を図ります。</p> <p>目標値・計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 公有林等のパトロール回数 ：令和6～9年度 各12回 <p>森林整備計画 森林経営計画 松くい虫被害対策実施計画</p> |

| ④ 風評被害対策の推進 | |
|--|---|
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <p>・大規模自然災害が発生し、メディア等に繰り返し取り上げられることにより、被災地でない地域まで被災している、影響がある等の誤った情報の拡散や消費者の過剰反応等の風評被害が発生する場合があります。そのため、正しい情報の発信や平時から小諸市のファンを増やす取り組みが必要です。</p> | <p>・ホームページやSNS等を通じて災害に関する状況を正確に発信することにより、風評被害防止を図ります。</p> <p>・小諸の魅力を全国に発信し、小諸を支えるふるさと市民制度等の充実を図り、小諸の魅力発信と拡散を推進します。</p> <p>・小諸市農業の地域ブランド化（ファンづくり）を推進します。</p> <p>目標値・計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ふるさと市民の新規登録人数 ：令和6～9年度 各1,000人 |

基本目標 6 被災した方々の日常の生活が迅速に戻ることに

起きてはならない最悪の事態

6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

6-2 被災した生活基盤施設や住宅の再建が大幅に遅れる事態

対策方針

| ① 災害廃棄物対策の推進 | |
|--|--|
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <p>・廃棄物処理施設の停止や、災害廃棄物処理の遅延により、復旧が遅延する可能性があります。そのため廃棄物処理施設の適正な管理や、令和3年3月策定の災害廃棄物処理計画に基づいた処理体制の整備等の災害廃棄物対策を進める必要があります。</p> | <p>・定期的に運営モニタリング会議を開催するなど、ごみ処理施設クリーンヒルこもろの適正な管理を行います。</p> <p>・災害廃棄物処理計画の実効性を高めるための机上訓練、情報収集等を継続して行います。</p> <p>目標値・計画等</p> <p>一般廃棄物処理基本計画 一般廃棄物処理実施計画 災害廃棄物処理計画</p> |
| ② 地震保険の普及促進 | |
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <p>・被災者の生活再建にとって有効な手段のひとつである地震保険の普及促進に努める必要があります。</p> | <p>・広報こもろ等により地震保険の周知を行い、普及促進を図ります。</p> |
| ③ 地籍調査の推進 | |
| 現状と課題 | 推進方針 |
| <p>・大規模自然災害発生後に住宅の再検討を実施する際、地籍が不明瞭となり迅速な再建の支障となる可能性があります。そのため、災害復旧、復興を進めるうえで重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を推進する必要があります。</p> | <p>・土地の所在や所有者、境界、地籍等を明確にするため、地籍調査未実施の人口集中地区、市街地、住宅地を優先し、地籍調査の進捗を図ります。</p> <p>目標値・計画等</p> <p>●境界立会調査実施面積 ：令和6～9年度 計0.74k㎡</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <ul style="list-style-type: none">●登記完了する地区数 ：令和6～8年度 各年度1地区●地籍調査進捗率：(令和6年度末) 83.3% 第7次国土調査事業十箇年計画 |
|--|--|---|

別 表
個別の事業一覧

【別表】 個別の事業一覧

| 基本目標 | 最悪の事態(リスクシナリオ) | 個別の事業 (事業名等) | 担当課 | 事業の概要 | 施策分野の設定(複数選択可) | | | | | | | |
|------|-----------------|------------------------------------|---------------------------------|----------|--|----|-----------|-----------|------------|-------------|--|--|
| | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | | |
| | | | | | 子育て・ 教育 | 環境 | 健康・福 祉 | 産業・交 流 | 生活基盤 整備 | 協働・行 政経営 | | |
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-1) 住宅や多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生 | 地方改善施設整備 | 人権政策課 | 隣保館施設整備（バリアフリー化・老朽化に伴う補修等） | ○ | | ○ | | | | |
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-1) 住宅や多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生 | 社会福祉施設等の整備に関する事業 | 高齢福祉課 | 高齢者関係施設（地域密着型特養、通所介護事業所等）の防災・減災対策の推進のため、地域介護・福祉空間設備等施設整備補助金を活用した、耐震化整備、ブロック塀等の改修、非常用自家発電設備の整備、水害対策のための施設改修等を実施します。 | | | ○ | | | | |
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-1) 住宅や多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生 | ポッポの家保育園施設整備事業（就学前教育・保育施設整備交付金） | こども家庭支援課 | 園舎建替え | ○ | | | | | | |
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-1) 住宅や多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生 | 社会資本整備総合交付金事業（市住） | 建設課 | 小諸市公営住宅等長寿命化変更計画に基づく市営住宅の改修工事 ・令和6年度 外壁及び屋根の改修城下団地3棟 ・令和7年度 浴室設備の設置 囃団地1棟 ・令和8年度 浴室設備の設置 囃団地1棟 | | | | | ○ | | |
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-1) 住宅や多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生 | 社会資本整備総合交付金事業（耐震） | 建設課 | 既存住宅、建築物の耐震診断とその結果に基づく耐震改修 ・令和6年度 耐震診断10件、耐震改修2件 ・令和7年度 耐震診断10件、耐震改修2件 ・令和8年度 耐震診断10件、耐震改修1件 | | | | | ○ | | |
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-1) 住宅や多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生 | ブロック塀除却事業 | 建設課 | 公道に面し、倒壊の恐れのあるブロック塀の除却に対する補助（補助率1/2 上限50,000円） ・令和7年度 5件 250,000円 ・令和8年度 5件 250,000円 | | | | | ○ | | |
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-1) 住宅や多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生 | 公園施設長寿命化対策支援事業 | 都市計画課 | 小諸市公園施設長寿命化計画に基づく市内都市公園の公園施設更新等 | | | | | ○ | | |
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-1) 住宅や多数の者が利用する施設の倒壊・火災による死傷者の発生 | 小諸東中学校校舎改修事業（学校施設環境改善交付金） | 学校教育課 | 外壁、トイレ、屋根防水改修等 | ○ | | | | | | |

| 基本目標 | | 最悪の事態(リスクシナリオ) | | 個別の事業 (事業名等) | | 担当課 | | 事業の概要 | | 施策分野の設定(複数選択可) | | | | | |
|------|-----------------|----------------|---|---|--------------------------|---|--|-------|---|----------------|----|-----------|-----------|------------|-------------|
| | | | | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | | | | | | | | | | 子育て・ 教育 | 環境 | 健康・福 祉 | 産業・交 流 | 生活基盤 整備 | 協働・行 政経営 |
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-3) | 火山噴火・土砂災害による死傷者の発生 | 浅間山広域避難計画の周知及び計画に基づく具体的な対応の検討 | 危機管理課 | 令和6年3月に初版が完成した浅間山広域避難計画については、今後も、関連する法改正や本計画に基づく防災訓練等の結果を踏まえ、浅間山火山防災協議会で、随時改定していくこととしているため、その内容について、適正に周知する。また、計画に基づく具体的な対応について、周辺市町村及び関係機関と協議する。 ・広域避難計画に基づく対応方法の検討：令和6年度～ ・令和6年度～ 浅間山火山防災訓練 | | | | | | ○ | | | |
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-3) | 火山噴火・土砂災害による死傷者の発生 | 県管理中小河川7河川の想定最大規模の浸水想定区域図に基づくハザードマップの周知 | 危機管理課 | 長野県が作成した県管理中小7河川の最大想定規模降雨に基づく浸水想定区域図を基にしたハザードマップの全戸配布を行う。 ・令和6年度 ハザードマップ全戸配布 | | | | | | ○ | | | |
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-3) | 火山噴火・土砂災害による死傷者の発生 | ハザードマップ等を利用した出前講座等の実施 | 危機管理課 | 出前講座等において、ハザードマップ等を用いて地域の被害想定等に応じた具体的な講座を実施する。 | | | | | | ○ | | | |
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-3) | 火山噴火・土砂災害による死傷者の発生 | 大規模盛土造成地に係る第2次スクリーニング計画の策定・実施 | 都市計画課 | 大規模盛土造成地の安全性確認に必要となる第2次スクリーニング計画の策定・実施するとともに、計画を周知し、住民・事業者の防災への理解を深める。 | | | | | | ○ | | | |
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-4) | 避難勧告・避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生 | 避難情報の発信 | 企画課 | ホームページ、SNSにより適切、的確なタイミングと内容により避難情報を発信する。 | | | | | | ○ | ○ | | |
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-4) | 避難勧告・避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生 | 防災情報伝達手段多重化 | 危機管理課 | 防災ラジオの情報配信終了に伴う代替手段として新たに導入した小諸市公式LINEの普及促進を図る。 ・令和6年度 LINE登録者数 6,000人 ・令和7年度 LINE登録者数 7,000人 ・令和8年度 LINE登録者数 8,000人 ・令和9年度 LINE登録者数 9,000人 | | | | | | ○ | | | |
| 1 | 人命の保護が最大限図られること | 1-4) | 避難勧告・避難指示の判断の遅れや、情報伝達手段の不備に伴う避難の遅れによる死傷者の発生 | 避難行動要支援者の避難体制づくり | 危機管理課 健康づくり課 高齢福祉課 | 避難行動要支援者名簿の再整備を行うとともに、区、関係団体等と連携し、避難体制づくりに取り組む。また、優先度の高い者から個別避難計画を作成する。 ・令和6年度～ 避難行動要支援者名簿に基づく個別避難計画の作成 | | | ○ | | | ○ | | | |

| 基本目標 | | 最悪の事態(リスクシナリオ) | | 個別の事業 (事業名等) | 担当課 | 事業の概要 | 施策分野の設定(複数選択可) | | | | | | |
|------|----------------------|----------------|---------------------|------------------------------|------|---|----------------|----|-----------|-----------|------------|-------------|--|
| | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | |
| | | | | | | | 子育て・ 教育 | 環境 | 健康・福 祉 | 産業・交 流 | 生活基盤 整備 | 協働・行 政経営 | |
| 4 | 必要最低限のライフライン等を確保すること | 4-1) | 電力、上水道等の長期間にわたる供給停止 | 水道施設整備費事業 | 上水道課 | 災害に強いまちづくりを進めるため、水道施設の更新に合わせ耐震化を図る。また、湧水水源の水質保全のため災害の影響が懸念される水源へ浄水処理施設の整備を進める。電力事業者と市との連絡体制について引き続き連携を図る。 | | | | | | ○ | |
| 4 | 必要最低限のライフライン等を確保すること | 4-2) | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | 社会資本整備総合交付金 | 下水道課 | 「小諸市下水道事業計画」に基づく施設整備と、「水循環・資源循環のみち2022」構想による施設統合の実施により事業運営の効率化を図る。 | | | | | | ○ | |
| 4 | 必要最低限のライフライン等を確保すること | 4-2) | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | 防災・安全交付金 | 下水道課 | 「ストックマネジメント計画」に基づき、事故の未然防止と処理場機能の維持を図る。 | | | | | | ○ | |
| 4 | 必要最低限のライフライン等を確保すること | 4-2) | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | 防災・安全交付金 | 下水道課 | 「小諸市上下水道耐震化計画」に基づき施設の耐震化を図る。 ・令和7年度～令和11年度 中央幹線水管橋及び重要施設に接続する下水道管路等の一部 | | | | | | ○ | |
| 4 | 必要最低限のライフライン等を確保すること | 4-2) | 汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止 | 循環型社会形成推進交付金(浄化槽分) | 下水道課 | 「循環型社会形成推進地域計画」に基づき合併処理浄化槽の設置を推進する。 | | | | | | ○ | |
| 4 | 必要最低限のライフライン等を確保すること | 4-3) | 交通インフラの長期間にわたる機能停止 | 道路メンテナンス事業 防災・安全交付金事業(修繕) | 建設課 | 橋梁、横断歩道橋及びトンネル長寿命化修繕計画に基づく詳細設計及び修繕工事と道路法に基づく道路施設の定期点検。 ・令和6年度～令和9年度 狐原橋、西原橋、上日影第一橋、小原黒第一橋、2603橋、2603橋人道橋、2604橋、新蛇堀橋、0213橋、宮沢橋、大杭橋、1669橋、赤坂トンネル、市町隧道ほか 市内一円橋梁及び横断歩道橋点検、市内一円トンネル点検 | | | | | | ○ | |

| 基本目標 | | 最悪の事態(リスクシナリオ) | | 個別の事業 (事業名等) | 担当課 | 事業の概要 | 施策分野の設定(複数選択可) | | | | | |
|------|----------------------|----------------|----------------------------|--|-------|---|----------------|----|-----------|-----------|------------|-------------|
| | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | | | | | | | 子育て・ 教育 | 環境 | 健康・福 祉 | 産業・交 流 | 生活基盤 整備 | 協働・行 政経営 |
| 4 | 必要最低限のライフライン等を確保すること | 4-3) | 交通インフラの長期間にわたる機能停止 | 防災・安全交付金事業(舗装修繕) | 建設課 | 舗装長寿命化修繕計画に基づいた、幹線道路の舗装修繕工事。 ・令和6年度～令和9年度 市道0106号線、市道0113号線、市道0114号線、市道0118号線、市道0119号線、市道0123号線、市道0135号線、市道0136号線、市道0141号線、市道0146号線、市道0223号線、市道0238号線ほか | | | | | ○ | |
| 4 | 必要最低限のライフライン等を確保すること | 4-3) | 交通インフラの長期間にわたる機能停止 | 交通安全対策補助事業(通学路緊急対策) 都市再生整備計画関連事業(都市構造再編集中支援事業補助金) | 建設課 | 日常、定期点検等の結果により対策が必要な箇所の歩道整備工事。 ・令和6年度～令和9年度 市道0146号線、市道1367号線、市道0111号線、市道1327号線、市道1751号線ほか | | | | | ○ | |
| 4 | 必要最低限のライフライン等を確保すること | 4-3) | 交通インフラの長期間にわたる機能停止 | 道路等整備事業 | 建設課 | 対策が必要な箇所の法面对策。 ・令和6年度～令和9年度 市道0222号線、市道7069号線ほか | | | | | ○ | |
| 4 | 必要最低限のライフライン等を確保すること | 4-3) | 交通インフラの長期間にわたる機能停止 | 道路等整備事業 | 建設課 | 災害時の緊急輸送路及び救急医療機関等へのアクセスを確保するため、アクセス道路の整備。 ・令和6年度～令和9年度 佐久平駅アクセス道路、電柱地中化工事 | | | | | ○ | |
| 4 | 必要最低限のライフライン等を確保すること | 4-3) | 交通インフラの長期間にわたる機能停止 | 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業負担金 | 都市計画課 | 災害時に広域的な人の輸送に必要となる、しなの鉄道の輸送車両・設備の整備を支援する。 | | | | | ○ | |
| 4 | 必要最低限のライフライン等を確保すること | 4-3) | 交通インフラの長期間にわたる機能停止 | こもろ愛のりくん等運行事業 | 都市計画課 | 災害時に市内の人の輸送に必要となる、予約制相乗りタクシー「こもろ愛のりくん」など市コミュニティバスを運行する。 | | | | | ○ | |
| 4 | 必要最低限のライフライン等を確保すること | 4-3) | 交通インフラの長期間にわたる機能停止 | 都市再生整備計画関連事業(都市構造再編集中支援事業補助金) | 都市計画課 | 都市再生整備計画事業(小諸駅周辺地区)に基づく、小諸駅周辺の整備(R5～R9) | | | | | ○ | |
| 5 | 二次的な被害を発生させないこと | 5-1) | ため池、防災施設の損壊・機能不全による二次災害の発生 | 農業水路等長寿命化・防災減災事業 | 農林課 | ため池ハザードマップによる周知を図るとともに、令和4年度からは、毎年度1箇所ずつ地震耐性評価を行う。 | | | | ○ | | |
| 5 | 二次的な被害を発生させないこと | 5-2) | 農地・森林等の荒廃 | 強い農業・担い手づくり総合支援交付金 | 農林課 | 産地(農地)の維持に資する収益力強化と担い手の経営発展を推進するため、産地・担い手の発展の状況に応じて、必要な農業用機械・施設の導入を農業経営体の規模に応じ切れ目なく支援する。 | | | | ○ | | |

| 基本目標 | | 最悪の事態(リスクシナリオ) | | 個別の事業 (事業名等) | 担当課 | 事業の概要 | 施策分野の設定(複数選択可) | | | | | |
|------|-------------------|----------------|-------------------------------------|-----------------|-------|--|----------------|----|-----------|-----------|------------|-------------|
| | | | | | | | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |
| | | | | | | | 子育て・ 教育 | 環境 | 健康・福 祉 | 産業・交 流 | 生活基盤 整備 | 協働・行 政経営 |
| 5 | 二次的な被害を発生させないこと | 5-2) | 農地・森林等の荒廃 | 松くい虫対策事業 | 農林課 | 松くい虫被害を受けた枯損木の倒壊による二次被害を予防するため、伐採処理に係る委託経費を補助する | | | | ○ | | |
| 5 | 二次的な被害を発生させないこと | 5-2) | 農地・森林等の荒廃 | 野生鳥獣保護・管理事業 | 農林課 | 野生鳥獣の適正な捕獲及び農作物・森林等への被害防止対策を図る | | | | ○ | | |
| 5 | 二次的な被害を発生させないこと | 5-2) | 農地・森林等の荒廃 | 森林整備促進事業 | 農林課 | 森林を取り巻く環境整備(間伐・除伐・下刈り等)の促進を図る | | | | ○ | | |
| 5 | 二次的な被害を発生させないこと | 5-3) | 観光や地域農産物に対する風評被害 | 風評被害対策の推進 | 企画課 | 正確、適切な情報発信により風評被害の発生を抑制する。 | | | | | ○ | ○ |
| 6 | 被災した方々の日常生活が迅速に戻る | 6-1) | 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態 | 災害廃棄物処理体制整備 | 生活環境課 | 「小諸市災害廃棄物処理計画」に基づき、大量に発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理を行える体制を整備する。 | | ○ | | | | |
| 6 | 被災した方々の日常生活が迅速に戻る | 6-2) | 被災した生活基盤施設や住宅の再建が大幅に遅れる事態 | 国土地籍調査事業 | 建設課 | 境界立会調査実施年度及び計画面積 ・令和6年度 中央15区 0.23 k㎡ ・令和8年度 中央16区 0.25 k㎡ ・令和9年度 中央17区 0.26 k㎡ | | | | | ○ | |